

第15回入善町農業委員会議事録

平成30年10月2日午後1時30分から第15回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 15名

1番 五十里 章	2番 米澤 一博	4番 高澤 清晶	5番 島瀬 康一
6番 塚田 周一	7番 城崎 久満	8番 松原 二美榮	9番 米山 義隆
10番 鍋嶋 太郎	11番 上島 幸夫	12番 谷口 和子	13番 米田 喜代美
14番 山崎 林太郎	15番 愛場 義豊	17番 酒井 良博	

欠席委員 3名

3番 中島 茂樹	16番 田中 吉春	18番 長原 均
----------	-----------	----------

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	小堀 勇
入善町農業委員会	係長	島尻 淳子
入善町農業委員会	主事	道下 玲也
入善町農業委員会	主事	浦田 佳明

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり。

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第52号 農地法第4条の規定による意見進達について
日程第4	議案第53号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第5	議案第54号 入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件

議長（鍋嶋 太郎）

皆様、ご苦勞様です。台風24号が去ったばかりであります。次の台風25号が接近し今週末も天気が悪くなりそうです。まだ農作業が残っています方は、天候に十分に注意を払うようお願いいたします。

さて、新たな富山米である「富富富」が10月11日から全国販売されます。すべての人がほほえんでくれるようなお米として全国に浸透していただければ非常に嬉しい限りです。現在、「富富富」の生産者は限られていますが、徐々に生産者数も伸び、誰もが気軽に食べることができますようお願いしております。

それでは、本日もよろしくようお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第15回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第5の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。14番山崎委員と15番愛場委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第52号、農地法第4条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第52号、農地法第4条の規定による意見進達について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は1件の申請があります。

申請番号1番、申請地は入善町舟見〇〇番の計1筆、台帳地目は田、現況地目は雑種地で、面積は127㎡です。

申請者は、入善町舟見〇〇番地の〇〇さんで、転用目的は「駐車場敷地」です。

申請地の隣接地には、〇〇家の墓地があり、親戚等がお墓参りに来る際に前面道路に駐車していたが、交通の障害となり、危険が伴うため、今年のお盆のお墓参りに間に合うように、7月にコンクリート舗装を行い、駐車場としたため、今回、始末書を添付しての転用申請となりました。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「駐車場敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイのcの(e)による、「申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができると認められないもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題ないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

申請地は昭和50年11月25日に農振農用地から除外済であり、隣接耕作者及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上、1件です。よろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

愛場委員

申請番号1番のとおりであり、耕作者の了承も得ていたため、確認印を押しました。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答を行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採択を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第52号、農地法第4条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第53号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第53号、農地法第5条の規定による意見進達について、次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は、3件の申請です。

申請番号1番。申請地は入善町上野〇〇番〇〇外1筆の計2筆、台帳地目、現況地目ともに田で、合計面積は649㎡です。

譲渡人は、入善町上野〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、入善町上野〇〇番地の〇〇さんです。転用目的は「一般住宅敷地」で、契約内容は「所有権移転」です。

申請者の〇〇さんは、現在、入善町上野にて生活していますが、既存住居面積924㎡のうち一部が国道8号線拡幅工事業により買収されるため、移転も余儀なくされ、今回の転用申請となりました。

申請地は、面積649㎡と、本来であれば一般住宅は敷地面積が概ね500㎡を超えないものと定められていますが、今回の国道8号線の拡幅事業等、国の事業の関係でやむなく移転する場合は例外的に既存住宅の範囲内、今回は924㎡まで認められることとなっていることから、申請面積には問題がないと考えます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「一般住宅敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができる」と認められないもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題ないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

申請地は平成30年11月中旬頃に農振農用地から除外予定であり、隣接耕作者及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

申請番号2番。申請地は入善町木根〇〇番〇〇の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は1,543㎡です。

譲渡人は、入善町木根〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、入善町五十里〇〇番地の〇〇さんです。転用目的は「駐車場敷地」で、契約内容は「所有権移転」です。

今回の申請地は、8月の農業委員会にて審議された案件と同じ申請地となっています。

前回、譲受人は〇〇さんで、申請しましたが、転用基準が合わず、取下げ申請をされたため、今回、〇〇さんで再申請となりました。

譲受人の〇〇さんは、町内で産業廃棄物処理業、土木建築請負業等を営んでいる会社です。

現在、申請地の隣接地に正社員および派遣社員 35 名分、会社役員 2 名分、会社のトラック 3 台分の駐車場があるが、手狭になってきたことと、また、今後会社の受注量が増大する見込みのため、正社員及び派遣社員を 15 名ほど募集する予定があり、それらの駐車場も必要となってくるため、今回の転用申請となりました。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第 1 種農地であると判断します。

第 1 種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「駐車場敷地」であり、運用通知第 2 の 1 の (1) のイの (イ) の e の (e) による、「拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないものに限るもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題ないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第 2 種農地、第 3 種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われれます。

申請地は平成 24 年 7 月 27 日に農振農用地から除外済であり、隣接耕作者及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

申請番号 3 番。申請地は入善町浦山新〇〇番〇〇外 22 筆の計 23 筆、台帳地目、現況地目ともに田で、合計面積は 27,982㎡です。

譲渡人は、入善町小摺戸〇〇番地の〇〇さん外 10 名で、譲受人は入善町本村〇〇番地の〇〇さんです。転用目的は「陸砂利採取及び仮設備場」で、契約内容は「賃借権の設定」です。

申請者の〇〇さんは、土木工事業をはじめ、土石採取・販売業など様々な分野の事業を行っている会社ですが、今回の申請地で、陸砂利資源開発と併せて土壌改良および圃場整備を行う計画としたことから今回の申請となりました。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地等として利用すべき土地として定めた土地の区域であることから農用地区域内農地であると判断します。

農用地区域内農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「陸砂利採取及び仮設備場」であり、運用通知第 2 の 1 の (1) のアの (イ) の c による、「一時的な転用であって、かつ当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題ないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第 2 種農地、第 3 種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われれます。

申請地は、完了後に農地に原状回復することから、一時的な転用であり、農振農用地から除外の必要はなく、地区代表者、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上、3 件です。よろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

中島委員

国道 8 号線の拡幅に伴う移転ということで、現場も確認してきましたが、問題はありませんでした。

高澤委員

事務局の説明のとおりであり、必要最低限の面積であったため確認印を押しました。

米山委員

一時転用ということで、計画書も問題はありませんでした。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答を行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採択を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第53号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第5、議案第54号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第54号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件について。入善町から提出になった入善農業振興地域整備計画変更案について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、意見を求めます。平成30年10月2日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。

農振除外は、3ヶ月に1度の受付であり、今回は平成30年9月18日受付分について、意見を求めることとなります。今回は、農振除外の申請が2件と、軽微変更の申請が1件と、編入の申請が1件あります。

まず、農振除外から説明します。

受付番号1番。除外願出者は入善町一宿〇〇番地の〇〇さんです。除外対象地は、小摺戸地区一宿〇〇番〇〇、地目はともに田、合計面積は436㎡で、除外後の用途は一般住宅敷地です。

農用地区域からの除外理由についてですが、既存地の土地管理及び大雪時の除雪が大変であることから、その代替地として新たな一般住宅が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第13条第1項に該当すると考えます。

なお、この「農業振興地域の整備に関する法律」は、以下、「農振法」と略します。

次に、除外要件の確認ですが、農振法に規定する除外の要件は、5つあります。

まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

願出者は、現在、申請地に隣接した既存地にて生活していますが、町道から約40～50m離れていることから、大雪時の除雪に大変苦勞されています。また、既存地の面積が1,250㎡以上であり、土地の維持・管理にも苦勞されているということで、今回、町道に接道している申請地に住宅を建築する計画です。

申請面積は436㎡と、一般住宅の基準を満たし、住宅、駐車場、庭等として利用するための必要最小限の面積であります。

既存地の代替地としての移転であることから、周囲の農地に影響を及ぼすことがない申請地が最も適しており、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められ、除外可能と考えます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は既存の宅地に隣接し、集団的農用地の規模を分断しないこと、周囲の農地について、取水・排水はこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が図られていないため、利用集積について支障を及ぼすおそれはないと認められる。

農振法第13条第2項第4号の要件については、生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は既存の用悪水路へ流すこととしており、また新たに宅地となる面積が436㎡であることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営かんぱい排水事業等の実施済地ですが、平成14年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

受付番号2番。除外願出者は入善町栲山〇〇番地〇〇の〇〇さん外1名、譲受人は入善町栲山〇〇番地〇〇さんです。除外対象地は、栲山地区栲山〇〇番外4筆の計5筆、地目はともに田、合計面積は2,260㎡で、除外後の用途は駐車場敷地です。

農用地区域からの除外理由についてですが、冬季の効率的な除雪及び除雪した雪置場を確保するために新たな駐車場が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第13条第1項に該当すると考えます。

なお、この「農業振興地域の整備に関する法律」は、以下、「農振法」と略します。

次に、除外要件の確認ですが、農振法に規定する除外の要件は、5つあります。

まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

借受人は、入善町の地元商業者からなる協同組合であり、平成4年に〇〇を開店し現在に至っておりますが、駐車場においては、除雪した雪により必要駐車台数を確保できていません。また、従業員は基本的に雨水調整池の部分に駐車していますが、昨今の急な大雨により雨水が溜まることも多く、従業員から調整池以外での駐車場を確保してほしいとの要望があり、新たな駐車場の拡張を行うものであります。

申請面積は2,260㎡と、駐車場64台分(1,855㎡)、雨水調整池(405㎡)として利用するための必要最小限の面積であります。

駐車場敷地及び雨水調整池であることから、既存敷地に隣接していることが絶対条件であることから、申請地が最も適しており、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められ、除外可能と考えます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は既存の宅地に隣接し、町道に面し、集団的農用地の規模を分断しないこと、周囲の農地について、取水・排水はこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による営農が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地は、担い手(所有等農地面積約69.5へ

クター) が賃貸し農業経営を行っている農地ですが、今回除外する面積は2,260㎡であり、除外後においても所有等農地は合わせて69.2ヘクタールを維持する(農業経営面積0.33%減)ことができます。

また、当該担い手は、地元集落を中心に農地を集積し、水稻を中心に規模拡大を続けており、現在も、新たに農地を提供したいという申し出があることから、農業経営改善計画等に照らし安定的な農業経営に支障が生じることがなく、一団の農用地の集団化も損ねないものと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、雨水排水は雨水調整池を設けることで排水を行うこととしており、新たに宅地となる面積が2,260㎡であることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営ほ場整備事業等の実施済地ですが、昭和57年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

続いて軽微変更、用途区分の変更です。これは、農業上の用途を、「農地」から「農業用施設用地」に変更するもので、軽微な変更として、県知事の同意などの手続きは省略されるものです。今回は、1件の申請があります。

受付番号1番。変更願出者は入善町青木〇〇番地の〇〇さんです。変更対象地は、青木地区青木〇〇番、地目は田、面積は29㎡で、用途区分の変更後の用途は農機具格納庫敷地です。

まず、用途区分の変更理由についてですが、農機具を保管する新たな敷地が必要になったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法第13条第1項に該当すると考えます。

次に、要件の確認ですが、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

願出者の〇〇さんは、水稻を中心に現在1.6haを経営する農地者です。昭和52年に農機具の大型化などにより農機具格納庫を新築する必要がありましたが、住宅敷地内に農機具を保管するスペースが無かったため、申請地に農機具格納庫を建築して現在に至っております。しかし、その際整備した敷地が、農地法の手続きをとっていなかったことが判明したため、今回始末書をつけての申請となりました。

申請面積は29㎡であり、トラクター、コンバイン、田植え機を収容するための必要最小限の面積と認められます。

申請目的が農機具格納庫敷地であり、農業経営の関係から、既存地に近接する申請地が最も適しており、農用地区域外には適当な土地がありません。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は県道及び町道に面し、宅地に隣接し集団的農用地の規模を分断しないことから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が図られていないため、利用集積について支障を及ぼすおそれがないと認められる。

農振法第13条第2項第4号の要件については、農機具格納庫敷地として利用するため、事業用排水や生活排水は発生しないこと、雨水排水については、隣接する農業用排水路へ排水する計画であることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営かんがい事業等の実施済地ですが、平成14年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

続いて編入の申請です。農振除外は、田や畑といった農地を農用地区域から外し、宅地などに利用できるようにすることですが、編入はその逆で、宅地などを農用地区域に含め、農業上の用途に利用する申請です。

受付番号1番。編入願出者は入善町一宿〇〇番地の〇〇さんです。編入対象地は、小摺戸地区一宿〇〇番、地目は宅地、面積は1,250.62㎡で、編入後の用途は田、編入理由は住宅新築に伴い既存の住宅敷地を田に復元するものであり、周辺の農地と一体的に農業の振興を図るため、です。

この案件は、農振除外の受付番号1番と関連があります。

編入対象地は現在、町道から約40m～50m離れたところにあり、大雪時の除雪に大変苦勞されています。また、面積が1,200㎡以上であり、庭の手入れなど土地の維持・管理にも苦勞されているということなので、今回、農振除外にて一般住宅を建てる申請を行い、既存住宅を取り壊し後、隣接している田と一体的に利用する計画であることから、今回の申請となりました。

農地として利用することで、10ha以上の規模の集団的な農用地の一部となることから、農振法第10条第3項第1号に該当するため、農用地区域に編入します。

以上、農振除外2件、軽微変更1件、編入1件の申請です。よろしくお願いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

上島委員

農振除外受付番号2番に関しては、雨水排水計画書は作成しているのか。

事務局

作成済みであり、後日農林振興センターとも協議を行う予定であります。

議長（鍋嶋 太郎）

他にございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第54号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件について、「異議なし」と意見を付すことに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、事務局からその他何かありますか。

事務局

では、事務局よりご案内させていただきます。

お手元にアグリとやまのリーフレットを配布いたしましたので、ご一読いただけると幸いです。また、来月19日に農業委員会の視察研修を行う予定でありますので、参加をよろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

その他、何かご意見等はありませんか。

（全員 意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第15回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、11月15日木曜日、午後1時30分から行いますのでよろしくお願いいたします。

（閉会 午後2時40分）